



認定特定非営利活動法人

岩手県就労支援事業者機構 情報 第47号

更生保護
シンボルマーク

■ 発行年月日 : 令和4年4月1日

■ 発行者 : 岩手県更生保護就労支援事業所

令和4年度 理事会を書面付議で開催

令和4年度の理事会は平成31年度に引き続き新型コロナ禍の影響で3回目の書面付議となりました。議案は令和4年度事業計画など三議案であり理事全員の承認を頂き議決となりました。

第1号議案 令和4年度事業計画

雇用協力事業主の増加を図る事業、対象者を雇用した事業主への給与助成、協力事業主研修会（北上地区）など定款に定める事業を行います。

また、これまで法務省から受託して来た「被災地域就労支援対策強化事業（岩手県）」から、令和4年度はこれまでと業務内容が一部変わり「更生保護就労支援事業」として行います。

第2号議案 令和4年度活動予算

経常収益	9,464,040 円
会費等収入	1,370,000 円
事業収益	7,094,040 円
経常費用	9,464,040 円
事業費	9,227,040 円
管理費	237,000 円

第3号議案

議事録署名人に議長・鎌田英樹会長、橋本良隆副会長、芦名鉄雄副会長兼常務理事を選任する。

異動のご挨拶



盛岡保護観察所長

いがらし たつる
五十嵐 達

コロナ禍が拡大してきた頃、仙台から初めて盛岡に赴任して、早や2年の月日が流れました。今般、4月1日付けで福島保護観察所に異動となりましたが、皆様方と杯を交わしながら御苦勞の数々をお聞きする機会が得られなかったことが残念でなりません。大変お世話になりました。

世界的な厄災の中にあって、協力事業主会、協力雇用主、そして就労支援事業者機構が、一体としてのあり方を模索する日々でもあったように感じます。特に、大森事務局長におかれては、県機構の黎明期から長年にわたり御尽力を賜り、活動の礎を築いていただきましたこと、改めまして衷心より感謝申し上げます。

新たな体制下での、岩手県の就労支援事業のますますの御発展を祈念いたします。



統括保護観察官

あらかわ まさはる
荒川 将榮

このたび、4月1日付の人事異動で、盛岡保護観察所から福島保護観察所に転勤することになりました。この2年間、就労支援の担当として、皆様方に多大なお力添えといただきました。この場を借りて御礼を申し上げます。

岩手県での就労支援を経験して、事業者の皆様、岩手県更生保護協力事業主連絡協議会の皆様、岩手県就労支援事業者機構の皆様が話し合い、顔の見える関係を作りながら連携を深めていることを強く感じました。刑務所を出所した人たちが働けるようにしていくためには、仕組みや数字だけではなく、深いところの信頼関係が最も大切であることを教えていただきました。短い間ではありましたが本当にありがとうございました。

法務省から「令和4年度 更生保護就労支援事業」の業務を受託

当機構が平成23年度から継続して法務省から受託して来ました「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」が大震災から10年以上経過したとのことで、令和4年度は「更生保護就労支援事業」という事業名称で契約、受託することになりました。

事業内容は雇用盤整備、定住支援が無くなり、就職活動支援業務、職場定着支援業務、附帯業務となり予算額は7,094,040円です。

今後も各地区の事業主会の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

令和4年度の通常総会について

新型コロナウイルス感染症の影響で最少限の総会が継続しています。会員の皆様が集まって話し合うことの重要性をしみじみ感じます。

令和4年度通常総会は、コロナの様子をみてですが予定は5月を計画しています。

退職のごあいさつ

前事務局長 大森 卓

平成22年頃だったと記憶していますが、保護司定年で事務局長も退任で、観察所へご挨拶に参上したら、時の所長から「保護司会事務局長を退任して、楽になると思ったら甘いよ」という変な慰労の言葉を貰いました。

案の定翌日、観察所から連絡があり、岩手県就労支援事業者機構の設立説明がなされ、常務理事と事務局長が決定すれば、一応組織が形作れること、については、事務局長は大森がやるのが妥当であると強い要望があり、一言半句の抵抗もなく決定しました。その日から無我夢中で、12年間過ごしました。

14地区の協力事業主会を設立するなど雇用支援する岩手県就労支援事業者機構並びに岩手県更生保護協力事業主会の会長をはじめ役員及び会員の方々には、一方ならぬお力添えをいただきました。

観察所から選定された支援対象者の約75%が就労し、社会の一員として活動していると考えれば至上の喜びです。

最後に、改めて会員各位・関係者の方々には、長期間に及ぶご指導を頂き心から感謝申し上げます。



■会員数 (令和4年4月1日現在)

一種会員 (事業者団体)	(9)
二種会員 (事業者)	(22)
三種会員 (組織会員「登録会員428」)	(14)
(雇用協力事業者会員)	(65)
四種会員 (事業所以外の個人法人又は団体)	(40)
賛助会員 (個人・法人・団体)	(0)
計	(150)

●会員募集!

当機構に入会し、犯罪をした人の就労の支援に、ご協力を宜しくお願い致します。

●対象者の雇用について

雇用可能な事業主様は、当機構までご一報ください。

※次回第48号の発行は、令和4年8月の予定です。各会員の皆様に、お知らせなどの情報がありましたら、下記事業所までご連絡ください。

認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構 岩手県更生保護就労支援事業所

〒020-0887 盛岡市上ノ橋町1-50 いわせんビル4階

TEL 019-681-7940 FAX 019-681-7941

Eメール: iwate-syurousien@woody.ocn.ne.jp

ホームページ: <http://iwate-shien-kiko.or.jp>